

令和6年度 京都らしい地域農業の 確立を目指して!!

～京都府の水田農業の現状～ 1

I 京都府農業再生協議会の取組

- 京都府水田農業振興基本方針..... 2～8
- 令和6年度 京都府水田農業推進計画..... 9～15
- 令和6年産の作付方針について 16～17
- 新規就農者等への支援..... 18
- 地域計画の策定..... 19～20
- 農地中間管理事業..... 21
- 集落連携100ha農場づくり事業 22～23
- (参考) 令和6年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介..... 24～26

II 国の水田農業関連施策の紹介

• 経営所得安定対策等

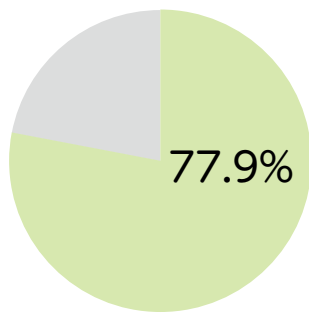
- 1 経営所得安定対策等の概要 27～28
- 2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 29～31
- 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 32
- 4 認定農業者・集落営農への支援 33
- 5 水田活用の直接支払交付金 34～35
- 6 令和6年度 産地交付金（府設定分）の基本方針 36
- 7 令和6年度 産地交付金（府設定分）の概要 37
- 8 令和6年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図 38
- 9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等 39

- 施設園芸セーフティネット構築事業..... 40
- 日本型直接支払制度..... 41
- 京のむらづくり推進事業..... 42
- 農地耕作条件改善事業..... 43
- 農業保険 44～45
- 京都府みどりの食料システム基本計画と新認定（概要） 46

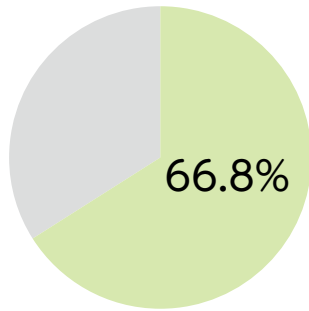
～京都府の水田農業の現状～

農地に占める水田の割合

京都府

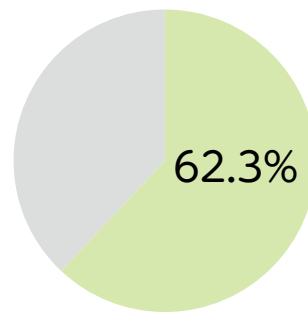


都府県
平均

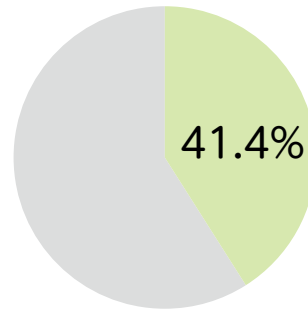


水田面積に占める中山間地域の割合

京都府



都府県
平均

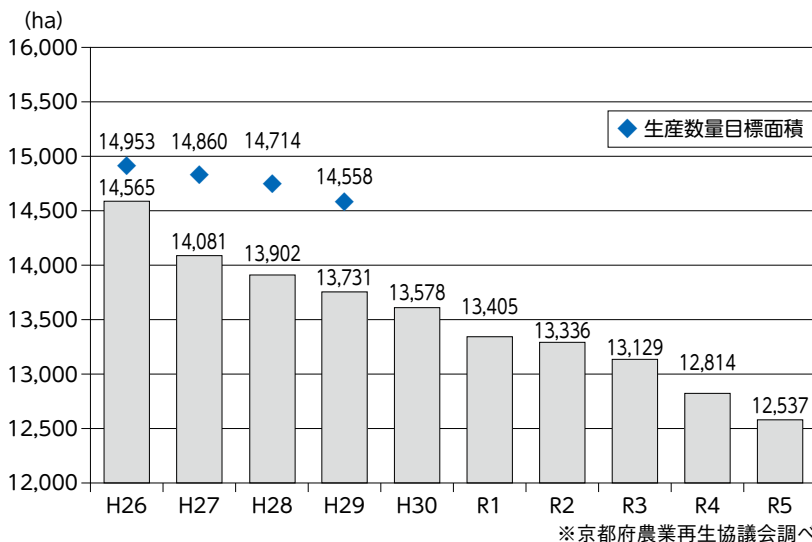


※農林業センサス及び耕地及び作付面積統計

※中山間地は農業類型地域区分における中間農業地域と山間農業地域を合計した面積

京都府は水田率が8割で、その6割が中山間地域

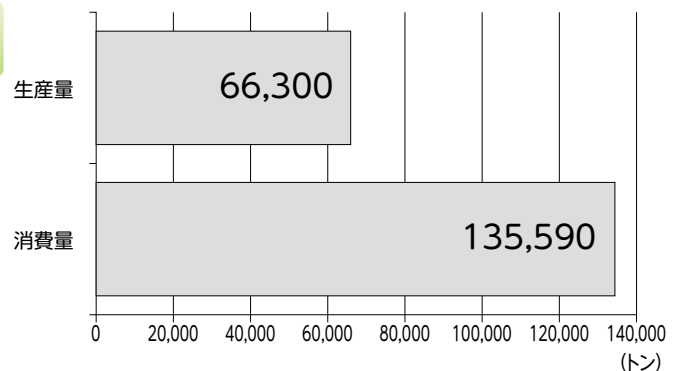
京都府の主食用米作付面積の推移



令和5年産の主食用米の作付実績は、昨年から277ha(2.2%)減少しており、WCS用稲等の新規需要米や麦等、需要のある品目への作付転換が進んでいる状況です。

府内の米の生産量と消費量

京都府は、府内の米消費量の約半分しか生産できていない消費県です。



生産量:R5農水省統計

消費量:京都府農産課推計

(府推計人口(2,536,995人)×1人1年あたり純食料(米)(50.9kg/人・年)×105%(観光入込客+昼間人口増加分))

I 京都府農業再生協議会の取組

京都府水田農業振興基本方針

令和3年12月 策 定
令和4年12月 一部改正
令和5年12月 一部改正
京都府農業再生協議会

1 水田農業の現状と課題

(1) 水田農業をめぐる現状と課題

京都府は、農地に占める水田の割合が約8割と高く、水田が京都府農業の基盤となっている。また、水田面積に占める中山間地の割合は約6割で、規模拡大による省力化・低コスト化ができない地域が多い中で、付加価値を高めた農産物生産が重要になる。

全国の主食用米の需要量は、近年消費のトレンドが減少する中、コロナ禍の影響もあり一時的に減少していたが、飲食店の営業再開、入国制限の解除等に伴い、主に中食・外食向け需要は回復傾向にある。

このような中、京都府は米の消費県であり、消費量と比べて生産量は半分以下となっている。京都府産米の需要は高いが、生産者の高齢化や担い手不足により、府内水稻作付面積は、年々少しずつ減少している。

一方で、京都府内には、地域と結び付いた食品メーカーがあり、府内産農産物を活用して特色のある食品を製造している。酒造組合とともに「京の米で京の酒を」のスローガンのもと、府オリジナル酒造原料米を使用した日本酒を製造・販売していることはその一例である。また、黒大豆と小豆は和菓子業界、京野菜は漬物業界等と結び付いて京都ならではの特産物が作付けされている。

このような状況のなか、京都府内の農村地域の基盤である水田農業を継続・発展させることが重要であり、地域に応じた作物の作付推進による所得確保と、生産体制の整備や農地の集積等による地域の仕組みづくりが必要である。

また、国際情勢の不安に伴い肥料を始めとする生産資材価格が高騰しており、農業経営の大きな負担となっている。加えて、近年の高温等の異常気象により複数の品目で収量および品質の低下が生じるなど、農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっており、地域農業を支える担い手への一層の支援が求められている。さらに、令和5年3月に策定された京都府みどりの食料システム基本計画を踏まえ、府内産有機質肥料を活用した土づくりなど、輸入原料に過度に依存しない循環型農業を推進する必要がある。

(2) 作目・項目別の現状と課題

ア 主食用米

- ・近年続いている消費量の減少に加え、コロナ禍の影響もあり、今後、需給の緩和が進めば、消費県である京都府への一層の販売攻勢と更なる米価の下落が懸念されることから、水稻経営が継続できる体制の整備と、京都府の強みを活かした生産・販売展開など京都府産米の知名度向上に向けた対策の強化が必要である。
- ・近年の気象条件の変化(高温等)により、これまでの栽培方法や品種では栽培をするのが難しくなっているため、気象や立地条件等に応じた栽培技術の励行や耐暑性品種の作付を推進する必要がある。

イ 酒造好適米(祝、五百万石)

- ・米の数量目標配分が廃止され、農家にとって作付するメリット感(転作作物としての優位性(水稻機械の利用)の低下)が減少
- ・コロナ禍など情勢の変化による需要の急激な減少に対応するため、京都府産原料の日本酒の輸出を強化するなど、安定的な需要を確保する必要がある。
- ・十分な単収が確保できていない地域を中心に作付面積が減少しているため、単収向上に向けた技術対策の確立が必要である。

ウ 加工用米

- ・加工用米の生産拡大を図るため、産地交付金により、主食用米並の販売収入を確保している状況にあり、主食用米の需要と価格が見通せない中で、産地交付金等のメリットが付加された加工用米の生産希望が増加している。このことから一層、需要に即した生産の推進が必要である。
- ・全国的に加工用米の需要が減少する中で、京都府内においては酒造メーカー等からの要望が大きく、ニーズに応じていく必要がある。

エ WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

- ・為替相場やコロナによるコンテナ船不足などにより、輸入粗飼料の価格が高騰する中で、国内産の需要が高まっており、水田で生産できる良質な粗飼料として、耕種農家・畜産農家の双方にメリットがあるWCS用稲の生産・利用の拡大が必要である。
- ・飼料用米は、配合飼料価格の高止まりの中で、飼料自給率向上に向けた府内畜産農家の需要が拡大している状況である。また、水田活用の直接支払交付金を最大限得るためには、単収の確保が重要である。
- ・青刈りとうもろこしは、輸入粗飼料の価格が高騰する中で、国内産の需要が高まっており、水田で省力的に生産できる粗飼料として、生産・利用の拡大が必要である。

オ 黒大豆・小豆

- ・排水対策や雑草対策が不十分な地域では単収が低く、また作柄の年次変動が大きいことから、栽培技術対策や諸対策を講じ需要に即した生産を推進する必要がある。
- ・黒大豆は、他品目との競合や高齢化により面積は減少傾向であるため、減少に歯止めをかける対策を講じる必要がある。
- ・小豆は、高齢化に伴い小規模生産者は減少しているが、機械化体系の導入により集団栽培の面積は増加し、作付面積は横ばいの状況にあるため、引き続き集団栽培面積の維持・継続に向けた取組が必要である。

カ 麦

- ・排水対策や肥培管理が不十分であるため単収が低く、需要を満たせていない。
- ・また、実需者が求める品質を確保するため、単収向上や品質の向上に向けた栽培技術の徹底が必要である。

キ 野菜

- ・高齢化や農業従事者の減少等により京野菜等産地の生産力が低下しており、市場や実需者からのニーズに対して生産量が不足している状況にあるため、需要に応じ得る生産体制の確立が必要である。

ク その他

- ・肥料価格が高騰する中、府内産有機質肥料を活用した土づくりなど、輸入原料に過度に依存しない循環型農業を推進する必要がある。
- ・近年の災害や高温などの気象条件の変化に即したタイムリーな情報発信と技術対策の徹底が必要である。

ケ 担い手、農地集積

- ・今後も農家戸数の減少が予想されるため、担い手への農地集積・集約や、多様な担い手の確保が必要である。
- ・集落営農の組織化・法人化は一定進んだが、単一集落内における水稻を中心とした営農では、米価下落等も影響し、経営所得の確保が困難な状況となっており、組織の後継者不足が課題となっていることから、経営の継続・安定に向けた取組を行う必要がある。

2 実践期間

令和4年度～6年度

3 振興の方向性

マーケットインの考え方にに基づき、実需者ニーズをふまえ、主食用米をはじめ、京都の強みを活かした需要のある作物の生産振興に取り組むことで、水田のフル活用を推進し、農業者所得の最大化を図る。

特に、主食用米については、近年の高温などの気象条件の変化に対する技術対策を強化し、オール京都でさらに「品質の高い良食味米づくり」に取り組むとともに、京都府産米のブランドイメージや知名度の向上を目指した取組を強化する。

さらに、小規模農家でも安心して米生産が継続できるよう機械の共同利用等による地域ぐるみの効率的な生産体制の強化、生産の省力・低コスト化を一層促進する。

また、酒造原料米や黒大豆・小豆等については、需要の状況を見極めながら、JA全農京都が把握した需要に基づきJAごとに目標値を割当て、掘り起こしも含めて関係機関が連携して作付推進を行うとともに、単収や品質向上に向けた取組を強化する。

さらに、耕畜連携によるWCS用稲や飼料用米、青刈りとうもろこしの生産拡大を推進するとともに、飼料用米の単収向上を図る。

京野菜については、産地の広域化、分業化による再編強化を促進するとともに、提案型の推進体制を強化し、高品質・安定生産が可能な新たな産地づくりに取り組む。

これら水田農業を効率的に行うため、地域の農業者等による話し合いをもとに、市町村が策定する「地域計画」の作成を支援するとともに、地域農業の核となる担い手や新規就農

者等の支援、経営規模の拡大や効率化に必要な農地の集積や集約に加え、多様な担い手による農地の利用促進による遊休農地の発生防止対策等に取り組むことにより、地域農業の活性化を図る。

さらに、複数の集落の連携を強化し、地域ぐるみによる広域的な営農体制の構築を進めるとともに、畦畔の草刈り等農地管理の外部委託や企業連携による人材確保などを行い、持続可能な地域農業を創出する「集落連携100ha農場づくり」を推進する。

4 品目別の重点取組事項

肥料コスト低減および環境負荷低減を図るため、輸入原料由来の化学肥料から府内産有機質肥料への転換等を推進する。また、近年の気象条件の変化に柔軟に対応するため、適時適切な情報発信を行うとともに、高温対策に係る実証および技術対策の強化を行う。

ア 主食用米

- ・高品質でおいしい京都府産米の確立を基本に、各地域で、技術研修や食味評価会等に取り組むなど、食味や生産技術にこだわった品質の高い良食味米の生産・販売を推進するとともに、中食・外食産業向けの業務用多収米など、多様な実需者との結びつきを意識した生産・販売を推進する。
- ・高品質良食味米を対象としたコンテストの実施などを通じて、京都府産米が消費者に選ばれるためのブランドイメージや知名度の向上を目指すとともに、令和3年度から本格的に生産を始めた主食用オリジナル新品種「京式部」の生産拡大と戦略的な販売を展開する。
- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、高温対策に係る実証および技術対策の強化を行う。

イ 祝・京の輝き

- ・集落営農組織や農業法人等をターゲットとした「作期分散による適期作業」の啓発や共同利用機械の導入支援等により、引き続き、生産体制の強化を図る。
- ・施肥改善実証ほの設置や互見会を実施するなど、単収、品質向上に向けた取組を強化する。
- ・特に、祝については、生産性と酒造適性が向上した新品種の導入を進めるとともに、京の輝きも含め、酒造メーカーからの要望量を確保するため、国内や輸出における新たな「京の酒」需要の掘り起こしを進める取組を強化する。

ウ WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

- ・耕種農家と畜産農家のマッチングを推進する。
- ・WCS用稲については、専用機械が整備された地域において重点的に生産の拡大を推進するとともに、新たに耕畜連携が整った地域には機械設備の導入を進める。
- ・飼料用米については、耕畜連携による供給体制を整備するとともに、単収向上に向けた取組を強化することにより、所得確保を図る。
- ・青刈りとうもろこしについては、排水対策の徹底により単収・品質向上を図る。

エ 黒大豆

- ・FOEASの導入等による排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底に加え、集団栽培組織をターゲットとした新たな乾燥（＋脱粒）施設整備および他生産者からの乾燥・脱粒作業の受入体制づくりを推進する。

オ 小豆

- ・FOEASの導入等による排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により単収・品質向上を図る。
- ・集落営農組織や農業法人をターゲットにコンバイン等の機械収穫による生産拡大を進める中で、雑穀商と連携した無選別出荷などの事前契約栽培を推進し、乾燥調製作業の省力化を図る。

カ 麦

- ・FOEASの導入等による排水対策の徹底により単収向上を図るとともに、適切な肥培管理によりタンパク質含有量の向上を図り、実需者が求める品質を確保する。
- ・水稻－麦－小豆の2年3作体系の推進により生産性の向上を図る。

キ 野菜

- ・京野菜を中心にパイプハウス等の積極的な導入に加え、農業法人等への出荷・調製作業の集約化や機械・施設の整備等を進めることにより、産地の広域化、分業化による生産体制の再編強化を促進する。
- ・関係者による提案型のチーム活動により、実需者ニーズに応じた収益性の高い新規品目を提案し、栽培技術の実証や機械・施設の導入支援を通じて、高品質・安定生産が可能な新たな産地づくりを進める。

5 担い手の確保・育成、農地対策の重点取組事項

ア 担い手の確保・育成対策

- ・地域の農業者等による話し合いをもとに、市町村が策定する「地域計画」の作成を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織、農業法人などの地域の核となる農業経営体および青年新規就農者に加え、定年帰農者や移住者など多様な担い手を育成する。
- ・京都農人材育成センターによる新規就農・就業の相談から体験、研修、地域定着までの一貫した支援を行うとともに、経営力強化のための研修や6次産業化、輸出促進による新たな農業ビジネスの展開など農業経営体の段階に応じた支援により、経営感覚に優れた農業経営体を育成する。
- ・「集落連携100ha農場づくり」を推進するため、府域全体の施策推進を担う本部組織と、府広域振興局単位で広域連携を進めるブロック組織からなるプロジェクトチームを設置し、複数集落での合意形成や新規作物の生産、販路拡大、土地利用広域調整、営農と農地管理の分離による効率的な農地管理手法等の取組をフォローアップし、施策全体の推進を図る。

イ 農地対策

- ・地域での話し合いをもとに、地域農業を支える担い手と農地利用を明確化した「地域計画」の策定に向けた取組を強化するとともに、共同機械の導入等の支援や農地利用の集積・集約化を促進すること等により、持続可能な地域農業の仕組みづくりを進める。
- ・農業会議の現地推進役との連携のもと、農業委員会の農地利用の最適化(担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の取組をサポートする。

6 関係機関の推進体制

ア 推進体制の整備

段階	名 称	構成団体
市町村 段階	地域水田農業 戦略会議	市町村、JA支店、振興局、普及センター、農業委員会等 (実務担当者レベルの会合を定期的を開催)
振興局 段階	ブロック水田農業 戦略会議	地域水田農業戦略会議、JA本店、府振興局農商工連携・推進課等 (京都乙訓は府農産課)(地域水田農業戦略会議の調整機能)
府段階	府水田農業戦略会議	JA京都中央会農業支援課、JA全農京都米穀課、府農業会議、府 経営支援・担い手育成課、府農産課
	JAグループ京都	JA京都中央会、JA全農京都、各JA

イ 各段階での取組

段階	取組内容
市町村段階	・「産地経営構造改革方針」を見直し、「地域計画」に反映 ・需要に基づく生産に向けた農業者への情報提供、作付推進 ・既存の協議会等と連携しながら 地域計画の策定を支援 担い手への農地集積対策や、多様な担い手による農地利用を推進 法人化の推進等の担い手対策についても一体的に取り組む ※ 主な関係機関の役割分担の例 【市町村】 地域水田農業戦略会議の開催よびかけ、地域計画の策定の推進、農業者の実態や作物作付状況の把握、生産振興策の検討、農業者への情報提供等 【JA】 販売、流通対策の検討および農業者へのこまめな情報提供等 【普及センター】 生産、経営技術の指導や助言、気象条件等の変化に即したこまめな情報提供、農業応援隊の活用等 【府振興局】 府や国の施策、他地域の情報の提供等
振興局段階	・市町村段階へのこまめな情報提供、助言指導 ・作付誘導等の広域な調整(JA本店との調整含む)
府段階	・京都府水田農業振興基本方針・推進計画の策定や府域全体の調整 ・地域の作物作付方針や農業者の営農計画策定の参考となる各種情報を、タイムリーかつ積極的に提供(全国段階の情勢、府段階の方向性および具体的な需要情報や生産振興策等) ・各地域協議会の取組状況と課題を把握し必要に応じた支援を実施 ・既存の府域協議会等と連携しながら、担い手対策・農地対策についても一体的に取り組む

7 単年度計画の策定と基本方針の見直し

本基本方針を基に単年度計画「京都府水田農業推進計画」を策定し、その実現を図る。

なお、本基本方針については、定期的に各取組の推進状況を確認するとともに、外部環境の変化もふまえて、随時、本基本方針の内容を見直す。

(1) 年間を通じて

府水田農業戦略会議を定期的に開催し、基本方針の推進状況を確認し、地域協議会等への指導や情報提供を行う。

(2) 毎年12月頃

府農業再生協議会を開催し、当年度の取組状況や外部環境の変化をふまえ、必要に応じて本基本方針の見直しを行うとともに、単年度推進計画を策定する。

令和6年度 京都府水田農業推進計画

令和5年12月
京都府農業再生協議会

1 現状と課題

全国の令和5年産主食用米作付面積は、124.2万ha(前年比0.7%減)で、消費量の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による需要量の減少に伴う在庫量の増加と米価下落を避けるため、全国で需要に応じた生産に取り組んだ結果、0.9万haの減産となり、京都府内においても、WCS用稲等の戦略作物への作付転換が進んだことにより、作付面積は昨年から277ha(2.2%)減少した12,537haとなった。

また、作柄は平年並みであったため、在庫の消化が進み、全国的に需給は引き締まる見通しであり、令和6年産米においても、5年産と同程度の作付転換が行われれば、需給は保たれるとされているが、全国的には米の生産量が消費量を上回る県が多く、消費県である京都府への販売攻勢が懸念される。

京都府は中山間地域が多く、小規模でコスト面が不利であることから、産地間競争に打ち勝つためには、集落連携100ha農場づくり事業を活用した経営規模の拡大、スマート技術導入など生産性を向上する取組に加え、需要と結びついた生産を行うとともに、府内全産地で特Aを獲得するなど府内産米の美味しさを広くPRし、高価格で販売可能なマーケットを開拓する必要がある。

また、近年頻発する高温少雨等の気象条件の変化や肥料価格の高騰など、農業生産を取り巻く情勢が厳しさを増す中、地域農業の核となる担い手への支援を強化するとともに、令和5年3月に策定された京都府みどりの食料システム基本計画を踏まえた環境にやさしい生産技術のさらなる普及・定着、消費者の環境意識の高まりに対応した有機農産物等の需要拡大等を進める必要がある。

一方、国内の米の需要量は毎年10万t程度減少する傾向にあるため、水田農業の安定化のためには、他品目と組み合わせ、水田をフル活用し収益性の向上を図る必要がある。

転換作物については、生産者団体を中心に酒造会社などと結びつき生産を拡大してきた酒造好適米や加工用米、和菓子業界と結びついた小豆・黒大豆などの成果を踏まえ、京都の強みを活かし、府内各業界の需要と結びついた生産を展開する必要がある。

2 需要に応じた作物の生産(農業者所得の最大化に向けて)

(1)項目別の需給の動き

(令和5年11月時点)

- ※ 需要サイドの動きはJA全農京都が把握(WCS用稲、飼料用米、野菜は京都府が把握)
- ※ 一部の品目では、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に需要が減少している。

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
主食用米	全国段階の需要量は、毎年1～2%減少しています。	
	家庭用 うるち	府段階での作付実績は、年々減少。 令和5年産府内作況指数は、99「平年並み」。(令和5年10月25日時点)
	中食・ 外食用 うるち	販売先のニーズに対応した生産が必要です。
	もち	需要は回復傾向です。 中～低価格での納入と安定した供給が求められています。
祝	需要は回復しています。 京都府オリジナルの酒造好適米として、京都府内の酒造メーカーのみに出荷され、特徴あるお酒に使用されています。 一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。	
	需要は回復しています。	
	一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。	
	酒造メーカーは気象災害リスクを分散するため府外からも入荷していますが、需要の回復に伴い、府内産の生産要望は増加見込みです。	
五百万石	作付面積を拡大する必要があります。 京都府オリジナルの品種で、価格と販路が安定するメリットがあります。 需要の回復に伴い、増産が求められています。	
	作付面積を拡大する必要があります。	
	作付面積の減少と品質低下が課題です。	
	需要の回復に伴い、増産が求められています。	
京の輝き (加工用米)	酒造組合が府・JAグループに生産を働きかけています。	
	生産を増やす必要があります。	
	加工用米の枠で流通しており、確実な面積・生産量確保が望まれています。	
	京都オリジナル品種として京都の酒造業界と共同で開発した品種で、日本酒の材料となっています。商品に品種名を表示するメーカーも増えています。	

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
WCS用稲 青刈り とうもろこし	需要は徐々に拡大しています。 府内の酪農家や肉用牛農家へ供給されています。	生産を増やす必要があります。 耕畜連携により作付面積を拡大する必要があります。収穫には専用の機械が必要なため、収穫機を所有するJA、受託組織との調整が必要です。
飼料用米	需要は徐々に拡大しています。 配合飼料価格が高止まりの状況にあり、飼料自給率向上に向けた府内の畜産農家の需要が拡大する状況となっています。	生産を増やす必要があります。 耕畜連携により作付面積を拡大するとともに、流通価格が安価なため、単収をしっかりと確保して国の「水田活用の直接支払交付金」を最大限活用することが重要です。
黒大豆	需要は大きいです。 京都の老舗和菓子屋等で使用されていますが、京都府産の供給が不安定なため、他地域産への需要の置き換えが心配されます。 特に加工用・業務用の需要があります。	生産が不足しています。 近年、作付面積の減少や低単収の影響で、需要に満たない状態が続いています。 機械化体系の試験結果を踏まえ、導入を推進する必要があります。
小豆	需要が一時的に減少しています。 京都の老舗和菓子屋等で使用されていますが、コロナ禍の影響により一時的に需要が減少しています。 今後の需要はある程度回復する見込みですが、コロナ禍以前まで回復するには数年かかる見込みです。	生産が充足しています。 機械化体系における生産が安定しており、近年の生産量は増加しています。 需要に応じて生産量を調整する必要があります。また、品質低下がみられるため、品質の向上が求められています。
小麦	需要は伸びています。 小麦粉に加工され、パン、麺用途を中心に府内需要があります。	生産が不足しています。 実需者の要望を受け、平成30年産から「せときらら」に全面切り替えています。 需要が伸びており、恒常的に生産量が不足しています。また、品質（子実タンパク質含有率）の低下がみられるため、品質向上が求められています。
ビール麦	需要は伸びています。 全量がキリンビールとの契約栽培です。 契約数量を増加予定であり、生産量の確保と品質の安定が求められています。	生産が充足しています。 亀岡市のみで作付けされており、現状の生産面積で生産量を確保する事が必要です。また、小粒化などの品質低下がみられるため、品質と契約数量の確保が求められています。
野菜	需要は大きいです。 府内だけでなく、近畿や首都圏等の食品関連企業から、府内産野菜に対する需要があります。	生産が不足しています。 野菜全体の産出額は増えていますが、供給以上の需要があり、対応できていない状況です。

(2) 作物別の重点取組事項

肥料コスト低減および環境負荷低減を図るため、堆肥や緑肥等を活用した土づくりの推進など、輸入原料由来の化学肥料から府内産有機質肥料への転換を推進するとともに、耕種農家が利用しやすいペレット堆肥の実証試験により、堆肥の利用拡大や土づくりによる単収増加を図る。

ア 主食用米

＜対象地域：府内全域＞

○京都府産米の生産・品質向上対策

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、生育に応じた穂肥等の施肥管理、登熟期のかけ流しや飽水管理等の高温対策や肥料の実証試験、堆肥や緑肥を利用した土づくり等の技術対策を強化する。
- ・「京式部」について、京都市京北地域以北および現地実証で栽培適性が確認された地域において、独自の統一栽培基準に基づく生産を拡大する。
- ・良食味生産に向けた技術研修、食味評価会を開催する。

○京都府産米の付加価値・知名度向上と消費拡大

- ・一等米比率向上や「特A」評価の獲得を目指す。
- ・高品質良食味米を対象としたコンテストを開催する。
- ・「京式部」のブランド化・販路拡大や、京都府産米の京都府産農林水産物を提供する店等への販売促進を行う。

○地域ぐるみの効率的な生産体制の強化と生産の省力・低コスト化の推進

- ・集落営農組織や農業法人等への共同利用機械の導入支援を図る。

イ 祝・五百万石

＜対象地域：府内全域＞

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、生育に応じた穂肥等の施肥管理、登熟期のかけ流しや飽水管理等の高温対策や肥料の実証試験、堆肥や緑肥を利用した土づくり等の技術対策を強化する。
- ・研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組を強化する。
- ・府内の酒造メーカーと連携し、日本国内での京の酒の消費喚起イベントを実施するとともに、中国やヨーロッパへの輸出拡大を進める。
- ・五百万石について、中生・晩生品種に偏重する地域における作期分散を図るため生産を推進する。

ウ 加工用米（京の輝き）

＜対象地域：府内全域＞

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、生育に応じた穂肥等の施肥管理、登熟期のかけ流しや飽水管理等の高温対策や肥料の実証試験、堆肥や緑肥を利用した土づくり等の技術対策を強化する。
- ・研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組を強化する。

エ 加工用米(その他品種)

<対象地域:府内全域>

- ・需要のある加工用米の取組を産地交付金等で支援する。
- ・府内の新たな食品業界との取組を推進する。

オ WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

<対象地域:府内全域>

- ・南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積の拡大を図る。
- ・丹後・山城地域では、地域間に加え府域間の耕畜連携について検討を進める。
- ・堆肥の運搬・散布等に係る利用コスト削減のため、耕種農家が散布可能なペレット堆肥製造および飼料作物との2way輸送を推進するなど、堆肥の利用拡大や土づくりによる単収増加につなげる。
- ・WCS用稲については、研修会を開催するなど品質向上に向けた取組を強化する。
- ・飼料用米については、単収向上に向けた取組を強化し、水田活用の直接支払交付金の最大化を目指す。
- ・青刈りとうもろこしについては、FOEASの導入等、排水対策の徹底により、単収・品質向上を図る。

カ 黒大豆

<対象地域:南丹地域以北>

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、灌水や適期防除等の栽培管理により、生産の安定化を図る。
- ・FOEASの導入等、排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により、単収・品質向上を図る。
- ・集団栽培組織に対して、「新たな乾燥(+脱粒)施設整備」および「他生産者からの乾燥・脱粒作業の受入体制づくり」を推進する。
- ・南丹地域を中心に、省力化および生産拡大を図るとともに、加工用・業務用需要に応えるため、また、小豆からの一時的な作付転換の候補として、機械化体系の導入を検討する。

キ 小豆

<対象地域:南丹地域以北>

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応するため、灌水や適期防除等の栽培管理により、生産の安定化を図る。
- ・FOEASの導入等、排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により、単収・品質向上を図る。
- ・集落営農組織を中心に、定着が進んでいる機械化体系による省力栽培を維持しながら、雑穀商と連携した無選別出荷などの事前契約栽培を推進する。
- ・需要は回復基調であるが、コロナ禍以前の需要までには至っていないことから、一時的に他作物への転換を検討するなど需要に応じた生産を推進する。

ク 小麦

<対象地域:府内全域>

- ・FOEASの導入等、排水対策の徹底や適期防除、施肥等の指導強化により、単収・品質の向上を推進する。

- ・特に南丹以北の地域で水稻-麦-小豆の2年3作体系の推進による生産性と所得の向上を図る。
- ・産地交付金を活用し、開花時期の追肥実施を支援することで、実需者が求める品質を確保する。
- ・肥料試験による省力化技術の開発を行う。

ケ 野菜

＜対象地域:府内全域＞

- ・パイプハウスの導入や出荷調製作業の分業化による京野菜の生産の拡大・安定化を推進する。
- ・提案型のチーム活動により、京野菜や加工用原料野菜など実需者ニーズに応じた新規品目を提案し、栽培技術の実証・導入や実需者からの大ロット発注に確実に対応するための省力化機械・施設の整備を推進する。

3 担い手の確保・育成、農地対策

(1) 重点取組事項

ア 担い手の確保・育成対策

- ・京都農人材育成センター(京都府農業経営・就農支援センター)による新規就農・就業の相談から体験、研修、地域定着までの一貫した支援を行うとともに、経営力強化のための研修や6次産業化、輸出促進による新たな農業ビジネスの展開など農業経営体の段階に応じた支援により、経営感覚に優れた農業経営体を育成する。
- ・「集落連携100ha農場づくり^{*}」に取り組む地域の支援と、新たな取組地域を掘り起こす。

※複数集落での広域的な農地利用による水稻の低コスト化と高収益作物への転換を図るとともに農地管理の外部委託を行う。

イ 農地対策

- ・将来の農業や農地利用を明確化する「地域計画」の作成を推進し、担い手への農地の集積・集約化により、農作業の合理化や規模拡大に加え、多様な担い手による農地利用により遊休農地の発生防止・解消を促進する。
- ・農業会議の現地推進役との連携のもと、農業委員会による農地利用の最適化に向けた取組をサポートする。

(2) 担い手・農地対策の目標

	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標
認定農業者数(経営体)	1,368	1,462	1,431	1,611	1,684
農業法人数(法人)	387	398	424	437	447
新規就農・就業者数(人/年)	162	164	123	160	160
担い手への農地集積面積(ha/年) (農地中間管理事業)	381.9	372.2	474.7	累計 15,800	累計 15,800

令和5年度の実績と令和6年度の見通し

《考え方》

- ▷「水稲(主食用)」は、地域の実態や作付意向を重視しつつ、不作付地を増やさないため、現状の作付規模を維持する方向で取り組む。需要先との結びつき拡大を支援するとともに、用途別の需要トレンドをふまえた生産を推進する。
- ▷「主食用以外の水稲(加工用米、米粉用米、WCS用稲、飼料用米、新市場開拓用米)」や「水稲以外の特産物」は、需要先との結びつきやマーケットニーズに応じて、主食用水稲からの転換や品目の組み合わせにより生産を拡大する。

品目(用途)	令和5年度(ha) 【実績(速報値)】	方向性 ➡	令和6年度(ha) 【目標】	増減 (R6-R5)
水稲	13,414	➡	13,457	43
水稲(主食用)	12,537 ①	➡	12,537	0
うち米	12,059	➡	12,017	▲42
京式部	126 ④	➡	200	74
もち米	287	➡	287	0
酒造好適米	191	➡	233	42
祝	112 ②	➡	126 ★	14
五百万石	44 ②	➡	72 ★	28
その他	35 (R4)	➡	35	0
水稲(非主食用)	877	➡	920	43
加工用米	551 ③	➡	585	34
京の輝き	434 ②	➡	479 ★	45
米粉用米	10 ③	➡	10	0
WCS用稲	158 ③	➡	160	2
飼料用米	133 ③	➡	140	7
新市場開拓用米	25 ③	➡	25	0
水稲以外	2,090	➡	2,166	76
麦	276 ②	➡	291 ★	15
小麦	191 ②	➡	198 ★	7
大豆	279 ④	➡	312	33
黒大豆	183 ④	➡	210 ☆	27
小豆	384 ④	➡	384 ☆	0
青刈りとうもろこし	5 ①	➡	20	15
そば	134 ③	➡	134	0
野菜	1,012 ①	➡	1,025	13
畑地化	84 ⑤		84	0
裏作分調整	▲38		▲157	
合 計(※)	15,550 ①	➡	15,550	0

※麦、大豆、小豆等は裏作の面積も含むため、裏作分は合計面積から控除する。そのため、地域農業再生協議会が把握した面積と異なる場合がある。

〈数値の出典〉① 近畿農政局調べ(地域協働を積上げ) ② JA全農京都調べ ③ 農水省公表値(計画認定面積) ④ 農産課調べ ⑤ 畑地化支援により畑地化した農地(地域協働調べ)
★ JA全農京都が把握した需要量に基づく値 ☆ JA全農京都の需要量をふまえた値

令和6年産の作付方針について

令和5年12月
京都府農業再生協議会

主食用米

高品質良食味米づくりと、需要と結びついた生産を推進します。

<現状と課題>

- 全国では、近年続いている消費量の減少やコロナ禍の影響により需給緩和が続いていましたが、令和5年産で需要に応じた生産に取り組んだ結果、令和6年産に向けては需給が引き締まる見通しです。
- しかし、需要量は引き続き減少しており、消費県である京都府への販売攻勢が懸念されることから、京都府産米の需要を拡大する取組が必要です。



高温などの気象条件の変化に対応するため、地域の気象や立地条件等に応じた栽培技術や品種の作付を推進します。

高齢化や担い手不足が進む中で米生産を継続するため、機械の共同利用による地域ぐるみの効率的な生産体制の強化を図ります。

酒造原料米

「祝」「五百万石」「京の輝き」は、酒造メーカーが求める生産量、品質を確保します。

<現状と課題>

- コロナ禍の影響により日本酒の販売が減少し、原料となる酒米の需要が一時的に減少していましたが、回復傾向にあります。
- 府内の酒米産地と酒造メーカーが一体となり、「京の米で京の酒を」を合い言葉に、京都オリジナル品種「祝」「京の輝き」原料の「京の酒」のブランド化を進めてきたことから、需要に応じた確実な生産が必要です。



府内全域で土づくりの推進や研修会の充実等、単収・品質向上に向けた技術対策の強化を進めます。

作期分散による適期作業や機械の効率的利用の推進により生産体制の強化を図ります。

WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし
耕畜連携による「WCS用稲」「飼料用米」「青刈りとうもろこし」の生産拡大と、単収・品質向上を図ります。

<現状と課題>

- 輸入粗飼料や配合飼料の価格が高騰する中、府内畜産農家の需要が高まっています。
- 地域を越えた耕畜連携、専用機械の整備、単収・品質の向上による所得確保が課題です。



南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積の拡大を図るとともに、丹後・山城地域で地域間に加え、府域間での耕畜連携の検討を進めます。

堆肥の利用コスト削減のため、耕種農家が利用・保管しやすいペレット加工や飼料作物との2way輸送を推進するとともに、土づくりによる単収増加につなげます。

WCS用稲は、専用機械が整備された地域に重点的に生産拡大を推進するとともに、新たに耕畜連携体制が整った地域に新たに機械設備の導入を進めます。

飼料用米は、単収向上に向けた取組の強化と、専用品種の導入を検討し、水田活用の直接支払交付金の最大化を目指します。

青刈りとうもろこしは、排水対策の徹底により単収・品質向上を図ります。

新規就農者等への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに雇用したいとお考えの皆さんを支援します。

経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して
資金を助成します。

◎対象者
経営開始時に49歳以下の認定
新規就農者

◎支援額
12.5万円/月(150万円/年)
最長3年間

※新規参入者又は親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市町村に認められる者であること。
※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。

就農準備資金

研修期間中の研修生に対して
資金を助成します。

◎対象者
就農予定時に49歳以下の
研修期間中の研修生

◎支援額
12.5万円/月(150万円/年)
最長2年間

※研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農者は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)
※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。
※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録している研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する
農業法人等に対して資金を助成します。

◎対象者
雇用元の農業法人等、雇用して
技術を習得させる機関

◎支援額
60万円/年、最長4年間

- ・新規雇用就農者の増加分が支援対象
- ・多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間15万円加算
- ・上記支援のほか、農の雇用事業で実施していた「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成タイプ」は、これまでと同様の内容で実施

※既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く
※新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録していること
※過去に事業の支援対象となった雇用就農者の定着率が1/2以上であること

経営発展支援事業

新規就農者に対する経営発展の
ための機械・施設等の導入を
親元就農も含めて支援します。

◎対象者
就農時の年齢が49歳以下の
認定新規就農者

◎助成
補助上限額 1,000万円
補助率 3/4以内

※令和5年度以降に経営を開始する者が対象
※経営開始資金の交付対象者は補助上限額500万円
※夫婦型の場合は補助上限額×1.5倍
※新規就農者は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営を発展させる計画(売上1割増等)であると市町村に認められる者であること

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和5年4月1日施行)に伴い、「京力農場プラン(人・農地プラン)」は市町村が策定する「地域計画」として法定化されました。農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の話し合いにより、農業の将来の在り方を描く「地域計画」の策定を推進します。

(1) 地域計画とは

地域計画は、地域の関係者が一体となった話し合いによって、

- 当該区域における農業の将来の在り方
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

を決めていただき、地域が目指す姿を明確にさせていただくものです。



〈地域における話し合いにあたって〉

- 市町村は京力農場プランの取組を参考に、協議の場に関係者の参加を広く呼びかけます。
- 担い手が地域に十分存在するときは、担い手を中心とする受け手の話し合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認しましょう。
- 担い手がない、話し合いの土台がない、或いは話し合いが低調な場合には、幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議を進めましょう。



〈市町村による地域計画の策定〉

- 農業委員会は、タブレット等で収集した出し手・受け手の意向を基に、目標地図の素案を作成します。
- 市町村は、地域における話し合いの結果や目標地図の素案を受けて地域計画の案を作成し、関係者から意見を聴取します。
- 市町村は、令和7年3月末までに地域計画を策定・公告します。

(2) 地域計画の策定支援

京都府や関係団体が一体となり、地域課題の解決に向けた市町村による地域計画の策定を支援します。

(3) 地域計画に関連する各種支援・取組

地域計画に位置付けられた人や地域は、例えば以下の支援を受けることができます。

国 庫

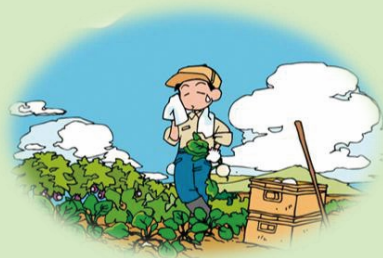
- ◎新規就農者育成のうち、経営開始資金、経営発展支援事業
- ◎スーパー L 資金貸付の当初5年間実質無利子化(認定農業者)
- ◎農地利用効率化等支援交付金
- ◎機構集積協力金のうち、地域集積協力金・集約化奨励金

京都府

- ◎ 集落連携100ha農場づくり事業
 - ・複数の集落営農組織、集落営農組織と企業等、新たな連携体制を構築し、収益力強化のため新規作物を導入する集落営農組織等の取組を支援。
 - ・収益力強化に取り組む集落営農組織等の機械・施設導入を支援。

(4) 地域計画の見直し

地域計画は、定期的（1年に1回程度）に見直してください。
地域の様子は一年経てば、状況は変わります。
その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



農地の貸借の方法が変わります

農地の貸し借りは、令和7年4月から市町村が策定する地域計画に基づいて、原則として農地中間管理機構（農地バンク）経由になります！



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

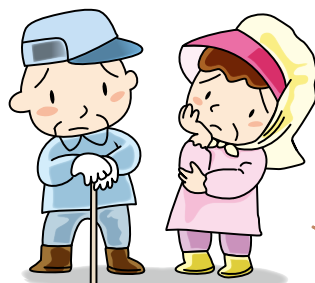
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能

地域における話し合い

地域計画の話し合いの中で、地域内の農地利用の再編を進めましょう。



借受け希望者
(受け手)



貸付け希望者
(出し手)

借受け

市町村

地域の話し合いを基に
地域計画を策定

地域計画の話し合いで
借りてくれる方が見つかった。

連携協力

地域計画の話し合いで
まとまった農地が借りられて良かった。



貸付け

京都府農地中間管理機構（農地バンク）

市町村が策定した地域計画を実現するため、農地を借り受け地域の担い手等へ農地を貸し付けます。

機構は公的機関なので、安心して農地を貸し借りできます

地域ぐるみで活用しましょう

地域で**機構**にまとまった農地を貸し付けると、**地域に協力金**が出ます。

詳細につきましては、お近くの市町村（農政担当課か農業委員会）にお気軽にご相談ください。

農政担当課



集落連携100ha農場づくり事業

広域的な営農体制の構築を進めるとともに、農地管理の外部委託を行い、持続可能な地域農業を創出します！

集落営農をとりまく現状

経営が苦しい…

草刈りが大変…

そこで！

集落連携100ha農場づくり事業では…

複数集落を組織化し、
大規模営農の計画を
策定！

草刈りを外部に
分離・委託！

事業を通じて…

複数年度にわたって、様々なメニューを組み合わせる支援を行い、地域全体として広域営農や農地管理の分離等の取組を応援します！

集落連携100ha農場づくり事業将来イメージ

将来目標

- ① 所得の向上
 - ・園芸品目の導入
 - ・地元雇用による出荷調製
 - ② 水稻の省力低コスト化
 - ・スマート農業機械導入
 - ・草刈等の外部委託
 - ・売れるコメづくり
 - ③ 集落営農展開
 - ・広域集落営農法人設立
 - ・農地利用集積
 - ・販路開拓
- 野菜の売上 △△△万円増
●農地集積率 △△%

水稻の大規模化と
土地利用型野菜の
導入による1旧村1
農場づくり

そのほかにも…
6次産業化や、農企業
との連携等、地域の
取組に合わせた支援
を実施！

広域集落営農法人設立を目指すケース

現状・問題点

- ① 農作業従事者の高齢化
○歳以上△%
 - ② 米価の低迷
水稻単一栽培の限界
 - ③ 農地管理の負担増
規模拡大の阻害要因
 - ④ 鳥獣被害(シカ、イノシシ)
→農業意欲の減退
- 限界点の直前
地域農業を守るため営
農組織設立を進めるし
かない

計画策定
支援事業

集会所(話し合い)
地域データ収集

「革新計画」作成
広域営農計画

新規作物導入
推進事業

試験栽培
土地利用型野菜の導入

農地集積の推進・機械整備
広域集落営農法人設立

収益力強化
整備事業

ミニリスセンター施設整備
紫ずきん出荷調整場施設整備

1年目

2年目

3年目

合意の場
づくり支援

営農計画
づくり支援
プラン指導

試験栽培
助言

法人設立支援
大規模栽培
指導・助言

施設整備・運営
の指導助言



スマート農業機械導入



紫ずきんの機械化栽培



ラジコン草刈り機の導入



ミニRCの整備

☆お問い合わせ… 各市役所・町村役場
京都府山城広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0774-21-2392)
京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0771-22-0371)
京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0773-62-2593)

京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0772-62-4315)
京都府経営支援・担い手育成課(TEL:075-414-4942)

まで

集落連携100ha農場づくり事業

事業名	革新計画作成推進事業
事業内容	集落間連携や収益性の高い作物の導入に伴う革新的な営農計画を定める計画書(革新計画書)の策定に向けた取組(集落間の協議等)を支援
要件	地域計画の作成・見直しの実施等
補助対象経費	集落間連携に向けた会議に係る経費、視察経費等
補助対象期間	最大、事業承認年度を含めた2箇年度以内(補助限度額:250千円/地区)

事業名	新規作物導入推進事業
事業内容	収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、集落間で連携した取組であること等
補助対象経費	試験栽培に係る経費(資材費、機械レンタル代、視察経費等)
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:650千円/組織等)

事業名	収益力強化整備事業
事業内容	収益力強化に資する農産物生産用機械・施設等の整備費用を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、3箇年度以内に売上高を10%以上増加させることなど
補助対象経費	農産物生産用機械・施設、農産物集出荷機械・施設、鳥獣害防止施設等
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:10,000千円/組織等)

事業名	農地管理省力化新技術導入支援事業
事業内容	農地管理(草刈り等)を行う組織が農業者から支援サービスを受託するに当たり、事業を広域かつ効率的に展開するための設備導入を支援
要件	農地管理組織等と農業者との間で概ね50ha以上の農地での支援サービスの受託契約を締結している/確実に締結が見込まれる等
補助対象経費	ラジコン草刈機、農薬散布ドローン等の設備導入に要する委託料、工事請負費、備品購入費
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度

(参考) 令和6年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介

「京の米」ブランド力向上対策事業

「京の米」ベンチャーコンペティション事業(おいしいお米生産対策事業)

地域ぐるみで米の品質向上に取り組むとともに、生産者が切磋琢磨し競い合う場を設けることで、米の食味の向上を図り、より生産者に有利な販路の確保を目指す活動を支援

事業内容	実証ほの設置、技術研修、地域共励会、情報発信費用、米穀商等を含む食味評価会、分析会開催費用等を支援
補助率	1/2以内(補助額上限300千円/実施主体)
補助要件	○本事業を推進する組織の体制が整備されていること ○地域段階での食味評価会を行い、産地評価向上に向けた取組に活用すること
実施主体	地域の米生産に係る協議会等(農業協同組合が構成員となり、主たる事務局)

「京の米」生産イノベーション事業

需要に対応した米の生産販売の高度化に必要な機械・施設等の整備を支援

■ 生産・流通機械、施設導入による受注生産支援

事業内容	質・量の確保や流通の改善、高付加価値化に寄与する機械、設備の整備を支援
補助率	4/10以内(一部1/2以内)
補助要件	○実需者ニーズに応じた米生産を行うこと(特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映した独自販売、その他具体的なオーダー) ○5ha以上の作業受託または利用権設定による水稻生産を行う計画を有すること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者等

■ 施設の整備による長寿命化支援

事業内容	ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等の点検とそれに基づく機能維持費用を支援
補助率	1/4以内
補助要件	10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作・受託する等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者等

京の地域特産物応援事業

実需者から強い要望のある小豆、黒大豆、大豆、小麦、そばなどの地域特産物を実需者と結びつけながら生産拡大や品質向上を支援

■ 条件整備事業

事業内容	①対象作物の生産に必要な農業機械の導入を支援 ②対象作物を新たに生産し始めるために必要な資材費等を支援
補助率等	補助率:4/10以内(一部1/2以内) 補助額:②は補助上限額500千円/事業主体又は、補助対象面積上限1haのいずれか小さい方
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等

■ 推進事業

事業内容	対象作物の生産に必要な栽培実証活動や、生産拡大に向けた実需者との計画協議等の実施を伴走的に支援
補助率等	定額(補助額上限300千円/事業主体)
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	市町村、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体等

京都フードテック推進事業

スマート農林水産業実装チャレンジ事業

農作物生産の作業性・生産性を向上し、農作物の産地や農地、集落コミュニティの維持を図るため、スマート技術(機械及び設備)の導入に取り組む生産者を支援

事業内容	ICTやロボット技術を活用した機械・設備の導入に要する費用を支援
補助率	3/10~1/2以内(下限事業費300千円/実施主体)
補助要件	(土地利用型作物) 助成対象となる機械・設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画であること等 (その他作物) 京野菜・茶などの地域特産物を概ねハウス10a以上又は露地30a以上生産していること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、市町村、JA全農京都、農業協同組合、農業公社、個別経営体(認定農業者等)

京野菜生産加速化事業

市場ニーズや外食産業・直売所等のニーズに対応するため、安定的な京野菜の生産に必要なパイプハウスの整備や生産拡大に必要な機械等の導入を支援

■ パイプハウス整備事業

事業内容	パイプハウス(附帯施設含む)の整備を支援
補助率	4/10~1/2以内
補助要件	導入するパイプハウスの面積が一定規模以上であること等
実施主体	JA全農京都、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人(常時従事者5名以上)等

■ 生産・流通改善条件整備事業

事業内容	生産管理用機械、調整用機械等の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	JA全農京都、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人(常時従事者5名以上)等

京野菜産地基盤づくり事業

生産者の連携体が行う需要に応じた京野菜等の産地化の取組を促進するため、集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備を支援

事業内容	加工・流通機械施設の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	農業者等又は農業法人2戸以上で構成する連携体

Ⅱ 国の水田農業関連施策の紹介

1 経営所得安定対策等の概要

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定に向けて

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

【数量払】（令和5年産～7年産まで適用）

交付単価は**品質に応じて増減**

対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け	5,930
	免税事業者向け	6,340
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	5,810
	免税事業者向け	6,160
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	4,850
	免税事業者向け	5,150

対象作物		平均交付単価
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け	8,630
	免税事業者向け	9,160
大豆 (円/60kg)	課税事業者向け	9,430
	免税事業者向け	9,840
てん菜 (円/t)	課税事業者向け	5,070
	免税事業者向け	5,290

対象作物		平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け	14,280
	免税事業者向け	15,180
そば (円/45kg)	課税事業者向け	16,720
	免税事業者向け	17,550
なたね (円/60kg)	課税事業者向け	7,710
	免税事業者向け	8,130

【面積払（営農継続支払）】

当年産の作付面積に基づき交付 **2万円/10a**（そばについては、1.3万円/10a）

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

- ◇ **米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、**減収額の9割を補てん**（対策加入者と国が1対3の割合で拠出）

水田活用の直接支払交付金

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a※ ¹
WCS 用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円／10a※ ²

※¹ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援

※² 飼料用米の一般品種の支援について、令和6年度は標準単価7.5万円/10a(5.5～9.5万円/10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

【産地交付金】

- ◇ 地域が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産の取組等を支援

【畑地化促進事業】

- ◇ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

【畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業】

- ◇ 実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額が直接交付されます。

(1) 交付対象者

- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

(2) 支払方法

- 数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）を先払いとして支払われます。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量（※麦芽原料用麦、黒大豆、種子用を除く）

② 交付単価

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの品質区分に応じた単価で直接交付されます。また、令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。

※ 面積払（営農継続支払）を受けた方には、その交付額を控除して支払われます。

(4) 面積払（営農継続支払）

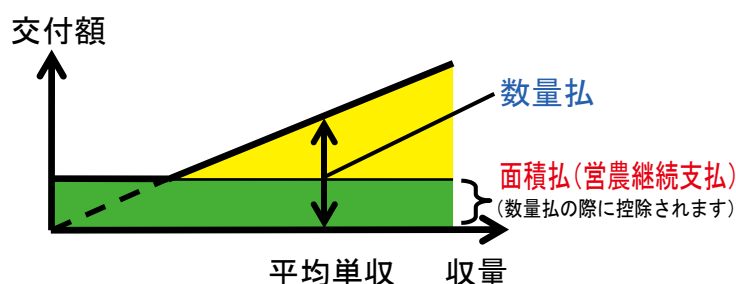
① 交付対象面積

※ 当年産の作付面積に基づき支払われます。

② 交付単価

交付単価 **2.0万円／10a**（そばについては1.3万円/10a）

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価 (令和5年産～7年産まで適用)

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減が行われます。

小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	品質区分 (等級)		合格又は 合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ・しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分 (糖度)		← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度:てん菜の重量に対するしよ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしよ

品質区分 (でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしよ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率:ばれいしよの重量に対するでん粉の含有量

そば

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級:容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ・ナナシキブ ぎらぎら銀河 ペノカのしずく	その他の 品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

(参考) 平均交付単価

【算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10aあたり生産費 (直近3年平均)} \times \text{単収 (直近7年中最高・最低を除く5年の平均)}}{\text{販売価格 (直近5年中最高・最低を除く3年の平均)}}$$

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,930	はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,630	でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け単価	14,280
	免税事業者向け単価	6,340		免税事業者向け単価	9,160		免税事業者向け単価	15,180
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,810	大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,430	そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,720
	免税事業者向け単価	6,160		免税事業者向け単価	9,840		免税事業者向け単価	17,550
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	4,850	てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	5,070	なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,710
	免税事業者向け単価	5,150		免税事業者向け単価	5,290		免税事業者向け単価	8,130

※面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

③免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合は、本交付金は全額不交付・返還となります。

確認に必要な書類

個人	○2年前(※)の確定申告書(写)等 ※令和6年産の申請の場合、令和4年分 ○営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
法人 (人格なき 社団含む)	○2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等 ○設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等 ○設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等

※免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

確認書類の提出期限

令和6年7月1日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。

なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施されます。

(1) 交付対象者

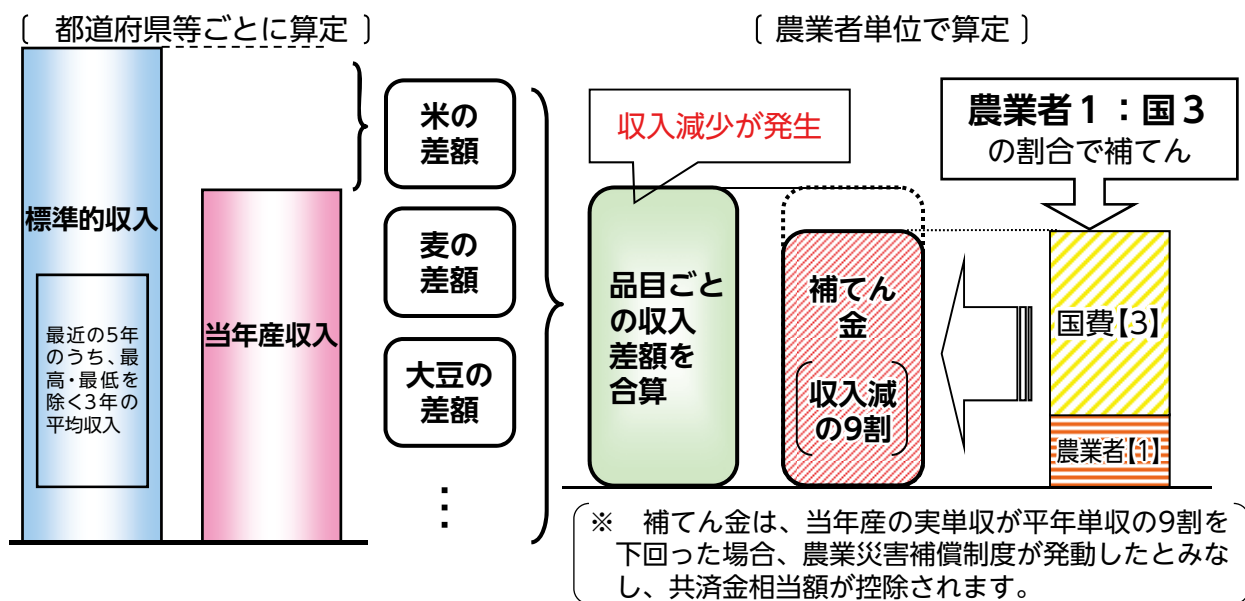
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

(2) 交付対象品目

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんされます。
国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



収入保険・農業共済との関係

〈収入保険〉
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償
※青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です

又は

〈農業共済〉
→自然災害等による収獲量の減少を補償

+

〈ナラシ対策〉
→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます(重複加入はできません)。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※収入保険についての詳細は、44～45ページを参照してください。

4 認定農業者・集落営農への支援

認定農業者になりましょう!!

主な支援策

- ☐ **経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)**が受けられます。
対象は認定農業者等で、規模要件はありません。
- ☐ **日本政策金融公庫**の**長期低利融資**が活用できます。
- ☐ 農地や農業用機械等の取得の際に**税制優遇**が受けられます。

より効率的な経営に向けた計画作りをサポートしますので、最寄りの申請窓口へお問い合わせください。

農業経営を営む区域		申請窓口
単一市町村の区域内		市町村
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県
	複数都道府県にまたがる	地方農政局※

※複数の地方農政局の管区にまたがる場合は、住所の所在地を管轄する地方農政局

集落営農を組織して地域の農業を守りましょう!!

集落営農のメリット

経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)や収入保険制度に加入できるとともに、次のようなメリットがあります。

1. 構成員の能力、体力に応じた役割分担が可能となり、作業の効率化が進みます。
2. 次の取組によりコスト低減が図られます。
 - 機械の共同利用や作業の共同化
 - 種苗、肥料、農薬の一括購入

ナラシ対策の加入要件を緩和

集落営農は、次の2要件を満たすものが対象です。

- ① 組織の規約の作成 ② 対象作物の共同販売経理の実施

なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います。(最寄りの市町村にご相談ください)

※ゲタ対策も同じ要件となります。

5 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、加工用米等の作物を生産する農家の皆様への支援

1 交付対象者

販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

2 支援内容

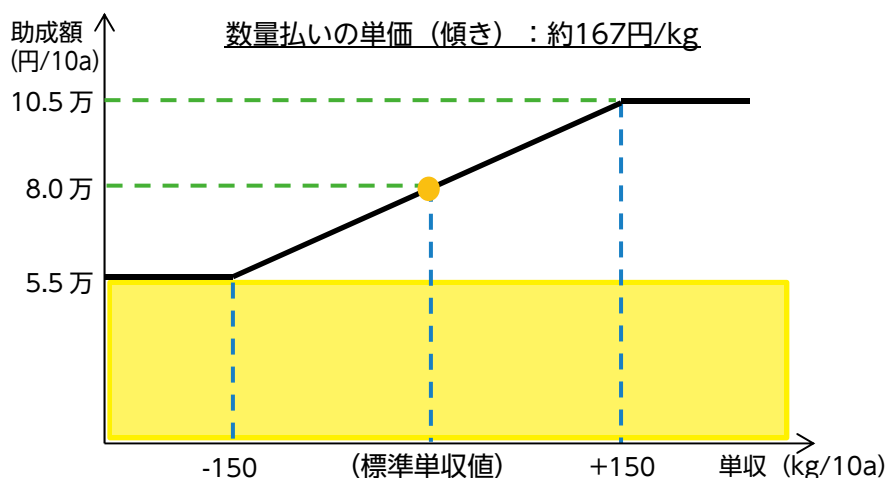
(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a ^{※1}
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円／10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円／10aで支援。

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和6年度は標準単価7.5万円／10a（5.5～9.5万円／10a）。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価6.5万円／10a（5.5～7.5万円／10a）とする。

<飼料用米（多収品種）、米粉用米の交付単価のイメージ>



- ・数量払いによる助成については、農産物検査又は農産物検査によらない手法（販売伝票などによる確認）による数量の確認を受けていることが条件とされます。
- ・標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

(2) 産地交付金

- 地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産の取組等を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、地域の取組に応じた追加配分により交付（下表参照）します。

対象作物等	取組内容	交付単価
そば・なたね	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場 開拓用米	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
	3年以上の複数年契約※	10,000円/10a
地力増進 作物	作付の取組 有機栽培や高収益作物等への転換に 向けた土づくりの推進	地域協議会ごとに設定

※コメ新市場開拓等促進事業で選択された者が対象

(3) 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援。

(4) 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入（畑作物の場合は導入・定着に向けた取組も含む）を行う場合に、取組面積に応じて支援します。
- ①畑作物産地形成促進事業
 - ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
 - ・支援単価：4.0万円/10a（令和7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
 - ②コメ新市場開拓等促進事業
 - ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用専用品種）
 - ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

6 令和6年度 産地交付金(府設定分)の基本方針

1. 基本的な考え方

需要に応じた生産の推進

～新たに「担い手」と「環境にやさしい農業の普及・定着」を支援～

2. 府設定・地域設定の考え方

- 府は「京都ブランド」及び「戦略作物」に特化した設定を行い、需要に応じた作物の生産振興に取り組む担い手を支援する
- 地域は、それぞれ特色ある地域振興品目や担い手に対し、きめ細やかな支援を行う

3. 水田収益力強化ビジョンにおける各品目振興の考え方

<「京都ブランド」の生産拡大>

■紫ずきん・京夏ずきん

高い需要と収益性のある府重点推進品目として、地域ブランド維持のため、生産振興を図る。

■黒大豆

京の老舗和菓子業界等実需者からの要望に対応し、需要に応じた生産を推進する。

集落営農組織を中心として大規模栽培や省力化技術の普及を図り、乾燥調製や集出荷の効率化を進める中で作付を確保する。

■小豆

要件追加

コロナ禍の影響で一時的に需要は減少しているが、全国的にブランド力のある高品質な小豆の産地維持を図るため、引き続き作付けの確保を図る。

■京の輝き

酒造業界からの要望量に対応するため、生産面積拡大を推進するとともに、土づくりや栽培技術の徹底により、単収・品質向上を図る。

■小麦

実需者からの高い要望に対応するとともに、単収・品質向上に向けた取組を支援する。

<戦略作物の生産拡大>

■加工用米(京の輝き以外の品種も含む加工用米の総計)

酒造用や味噌用など、加工用米を使用する京都の食品メーカーとの結び付き強化により、生産拡大に取り組む。

■WCS用稲

亀岡以北において専用機械を整備してきたところであり、畜産農家と結びついて生産性の向上や契約栽培に取り組む生産者を支援する。

■青刈りとうもろこし

府内産飼料への需要の高まりを受け、畜産農家と堆肥利用による耕畜連携を進めるとともに、生産性の向上に取り組む生産者を支援する。

<担い手への支援・環境にやさしい農業の普及・定着>

新規

■需要に応じた作物の生産振興(府設定の助成対象)を通じて、経営基盤の強化や地域農業の振興に取り組む担い手を支援する。

■地力増進作物への支援

緑肥を利用し、次作のための土づくりに取り組む生産者を支援する。

7 令和6年度 産地交付金(府設定分)の概要

府設定のほか、地域農業再生協議会単位で、独自に地域振興作物等に支援を行う場合があります。

「京都ブランド」の生産拡大		
対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件
■紫ずきん・京夏ずきん	4,000円/10a	●京都こだわり栽培指針に基づき栽培し、出荷されたもの ●1.5ha以上の栽培面積を有していること (特定農作業受託を含む) ●生産性向上の取組<次のいずれかを満たすもの> - ア：堆肥または土壌改良材散布による土づくり - イ：額縁明きょ設置や深耕等による排水対策 ●10a以上の栽培面積を有していること ●種子更新を行い、240kg(8袋)以上の加工用米(京の輝き)の出荷契約を締結していること ●府酒造連(組合)への出荷 ●品質向上のため、開花期に追肥を行うこと ※開花期の肥効をねらった元肥や追肥を含む
■小豆	8,000円/10a	
■黒大豆	8,000円/10a	
■京の輝き	9,000円/10a (10,000円/10a)	
■小麦	2,000円/10a	

要件追加

戦略作物の生産拡大		
対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件
■加工用米 ※「京の輝き」以外の品種も 含む加工用米の総計	11,000円/10a (12,000円/10a)	●加工用米出荷契約数量を、前年産より150kg(5袋)以上増加すること ※区分管理は、取組計画面積を3a以上拡大 ●堆肥または土壌改良資材散布による土づくり ①生産性向上の取組<次のいずれかを満たすもの> - ア：多収品種の導入 - イ：堆肥散布による土づくり - ウ：発酵促進剤の利用 ②生産者と実需者等との間で複数年契約(3年以上)を締結した場合、その契約面積に応じて助成(当該年度に限る) ●生産性向上の取組 額縁明きょ設置や深耕等による排水対策 ●耕畜連携の取組 粗飼料生産水田への堆肥散布等
■WCS用稲	① 5,000円/10a (6,000円/10a)	
	② 9,000円/10a (10,000円/10a)	
■青刈りとうもろこし	5,000円/10a (6,000円/10a)	
■WCS用稲・ 青刈りとうもろこし	3,000円/10a (4,000円/10a)	

担い手への支援・環境にやさしい農業の普及・定着		
対象品目	当初単価	助成要件
■担い手への支援	1,000円/10a	●上記府設定の助成対象であり、かつ対象品目を単一で1ha以上作付けしている認定農業者・集落営農・認定新規就農者(基幹作のみ) ●対象作物をすき込み後に、R6年度府設定の交付対象品目を作付け(すき込みはR6年度中に行う)
■地力増進作物	5,000円/10a	

新規

※ 単価及び助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容です。

※ 国の地域の取組に応じた追加配分は、R6年度も継続。

そば・なたね、新市場開拓用米:20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約:10,000円/10a
地力増進作物:配分を受けた地域協議会ごとに設定(上限20,000円/10a)

8 令和6年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図（国＋府）

※品目によって、各種交付金を積み上げて受領することができます。

下図の交付金のほか、各地域農業再生協議会において、地域振興品目等へ独自に助成内容を設定されている場合、さらに加算があります。

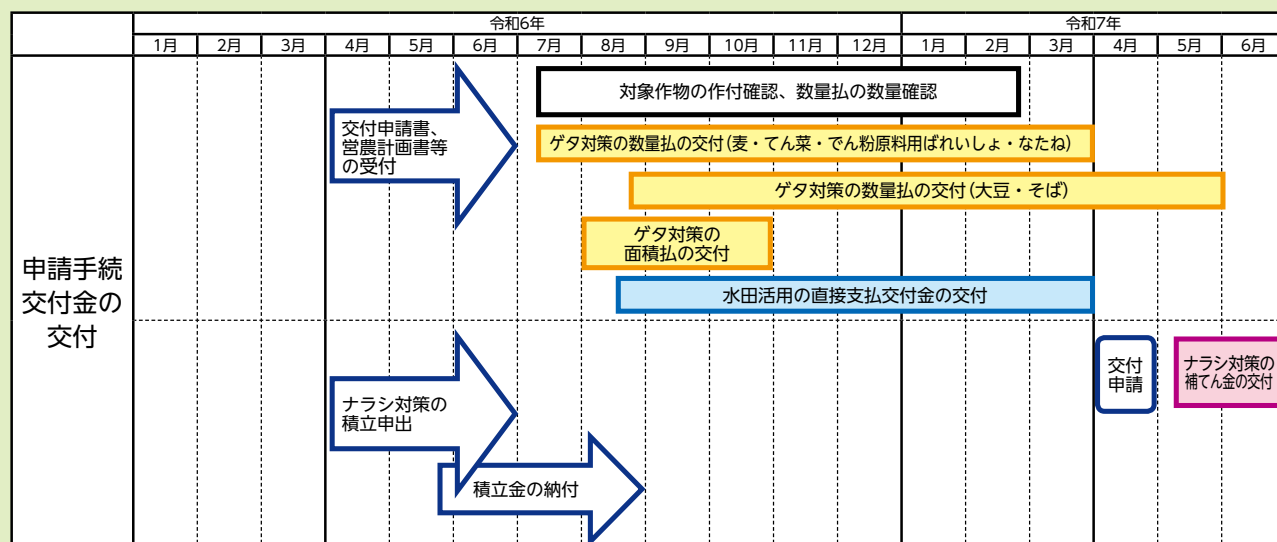
（単位：10a 当たり）

紫ずきん・ 京夏ずきん	府 4,000 円	府 1,000 円 (担い手)	計：5,000 円 / 10a		
小 豆	府 8,000 円 (1.5ha以上＋ 生産性向上の取組)	府 1,000 円 (担い手)	計：9,000 円 / 10a		
黒 大 豆	国 35,000 円 戦略作物	府 8,000 円 (10a以上)	府 1,000 円 (担い手)	計：44,000 円 / 10a	
加 工 用 米	国 20,000 円 戦略作物	府 9,000 円 (京の輝き)	府 11,000 円 (作付拡大又は 土づくり)	府 1,000 円 (担い手)	計：41,000 円 / 10a
小 麦	国 35,000 円 戦略作物	府 2,000 円 (品質向上)	府 1,000 円 (担い手)	計：38,000 円 / 10a	
WCS用稲	国 80,000 円 戦略作物	府 5,000 円 (生産性向上)	府 9,000 円 (複数年)	府 3,000 円 (耕畜連携)	府 1,000 円 (担い手) 計：98,000 円 / 10a
青刈り とうもろこし	国 35,000 円 戦略作物	府 5,000 円 (生産性向上)	府 3,000 円 (耕畜連携)	府 1,000 円 (担い手)	計：44,000 円 / 10a

※今後府は、国の予算枠に応じて、交付単価が調整される場合があります。

9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

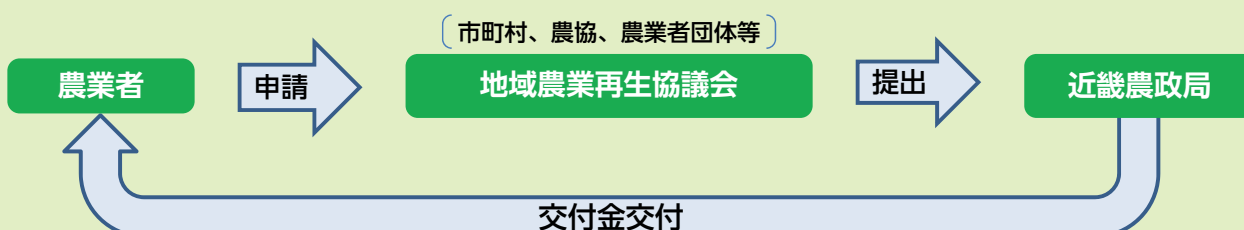
農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の7月1日までに、地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） | |
| ア 面積払（営農継続支払） | : 生産年 8月～10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月～生産年翌年5月頃 |
| ② 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月～6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月～生産年翌年3月頃 |

(4) 経営所得安定対策の交付ルート



「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

省エネ化とセーフティネットで 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます
(掛け捨てではありません)

加入要件

- ☐ 施設園芸農家 **3戸以上**※又は農業従事者 **5名以上**で構成する農業者団体等
※同一県内の3戸以上の農家
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画(省エネルギー等推進計画)の作成

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供する**A重油**、**灯油**、**L Pガス**、**L N G**

基準単価、積立コース

A重油 : 81.6円/L **L Pガス : 106.9円/kg**
灯油 : 86.5円/L **L N G : 57.0円/m³**

(注意) 記載単価は令和5事業年度のものであり、年度ごとに変更されます。

補填積立金

積立金
= 積立単価 × 年間燃料購入予定数量 × 1/2

(例)

A重油を年間10,000L購入予定の方が130%コースに申し込む場合

$24.5 \times 10,000 \times 1/2 = 122,500$ 円

対象期間

10月から**翌6月**までの間から選択

積立 コース	積立単価			
	A重油	灯油	L P ガス	LNG
115% コース	12.2 円/L	13.0 円/L	16.0 円/kg	8.6 円/m ³
130% コース	24.5 円/L	25.9 円/L	32.1 円/kg	17.1 円/m ³
150% コース	40.8 円/L	43.2 円/L	53.5 円/kg	28.5 円/m ³
170% コース	57.1 円/L	60.5 円/L	74.8 円/kg	39.9 円/m ³

補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です

※1 補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

京都府農業再生協議会(京都府農林水産部農産課) TEL: 075-414-4967

京都府山城広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0774-21-2392

京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0773-62-2743

京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0771-22-0371

京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0772-62-4305

(参考) 日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための
地域活動や営農活動に対して支援します
～ 日本型直接支払制度 ～

日本型直接支払制度の概要



日本型直接支払制度は、平成 27 年度から法律に基づき実施されています。

多面的機能支払

農地維持支払

交付単価例 : 3,000円/10a (田)

多面的機能を支える共同活動※1を支援します。

※1

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



- ① 農業者のみの活動組織でもOK(非農業者の参加を要件としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援するなど、農業者が取り組みやすい制度です。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

交付単価例 : 2,400円/10a (共同活動) 田
4,400円/10a (長寿命化) 田

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動※2を支援します。

※2

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払

交付単価例 : 21,000円/10a (田・急傾斜)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援します。



中山間地域の田

環境保全型農業直接支払

交付単価例 : 6,000円/10a (緑肥の作付け)

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。



緑肥の作付け

(参考)京のむらづくり推進事業

1 年目

投じる労力や資金の
「選択と集中」

集落カルテ作成
地域共同活動の最適化

2-5 年目

適正な規模かつ合理的
な地域運営体制を構築

省力化のための
基盤整備

地域運営
連携体形成

6-8 年目

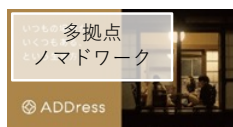
新たな人材を起爆剤に



9-10 年目

「むら」の新たな価値を
創造

地域活力づくり
民間企業等と連携した
イノベーション



農村地域再構築推進事業

※京都府単独事業

住民生活への影響を極力抑えつつ既存の地域共同活動の省力化を図るため、活動の棚卸・再編・合理化と近隣集落との連携に向けた話し合いを京都府がサポート

●内容

- ・地域の現状の見える化
- ・地域の仕事（村役・共同活動）の棚卸
- ・将来人口規模に合わせた地域共同活動の再編、合理化プランの作成



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

- ◆交付率：定額 ◆補助対象期間：最大3年間
- ◆補助上限額：1,000万円（年基準額）×事業年数



参加型住民（地域外ファン）づくり事業

地域共同活動などにコミュニティの一員として参画する参加型住民を増やすために地域が実施する活動等を支援

- ◆交付率：定額 ◆補助対象期間：最大3年間
- ◆補助上限額：1団体当たり20万円※大学連携の場合40万円

地域活力づくり事業

※京都府単独事業

将来ビジョンに基づき、地域の活力維持・強化に資する地域おこし活動や地域課題の解決に繋がる取組を支援

- ◆補助率：1/2※過疎化高齢化集落を含む地域運営組織は2/3以内
- ◆補助対象期間：最大3年間
- ◆補助上限額：1地区当たり450万円

農山漁村発イノベーション対策

将来ビジョンに基づき整備する、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等に対する支援に、府上乗せ補助を行う

- ◆補助率：5.4/10以内等 ※整備内容により異なる
- ◆補助上限額：1団体当たり20万円※大学連携の場合40万円

お問い合わせ先：山城広域振興局農林商工部地域づくり振興課
南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
農林水産部農村振興課

0774-21-2186
0771-22-0153
0773-62-2505
0772-62-4316
075-414-4900

(参考) 農地耕作条件改善事業

※令和5年度の内容であり、令和6年度は支援の要件や内容が変更になる場合があります。

農振農用区域内において、農地の集積を進めるため、暗渠排水や区画拡大等の生産基盤の条件整備を支援します。

＜小さなものでも、いつでもすぐに支援します＞

- 農地の面積にかかわらず実施できます
- 申請は年に1度ではなく、複数回受け付けます(いつでも申請可)

農地の改善や、営農の定着に向けた支援



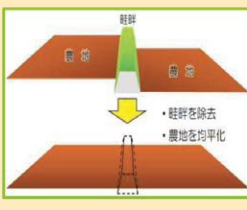
用水路の改修



暗きょ排水



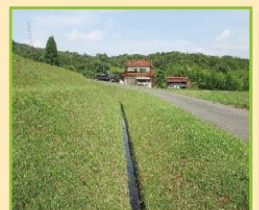
水田の自動水管理



区画拡大



農作物被害防止柵
(右下の写真は防風ネット)



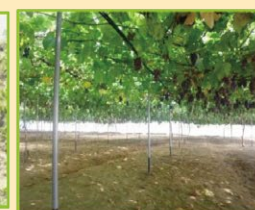
防草シートの設置
(写真はカバープランツ)



排水改良等の作業機(補助暗きょ)の導入
(写真左はカットドレーン、写真右はサブソイラ)※



除草機器の導入

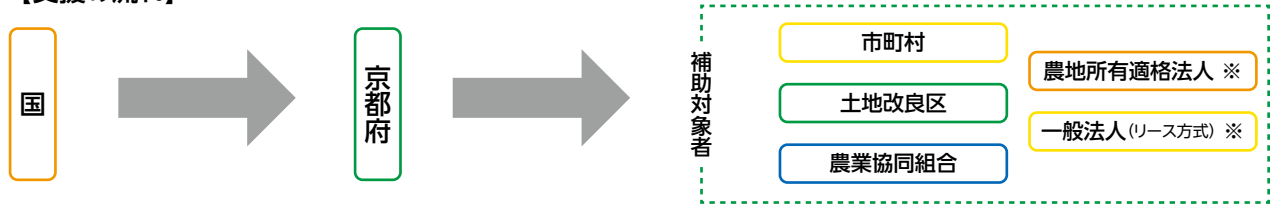


果樹棚の設置

＜支援(補助)の要件＞

- 対象農地は、農業振興地域内の農用地区域
- 受益者は、農地所有者(出し手)を含めて2者以上。
- 総事業費が200万円／件以上。
※基盤整備による工事等で200万円以上となること
- 補助率:対象経費の2分の1以内等
※定率支援の場合には、国の補助金に、京都府・市町村の任意の補助を加え、残りが補助対象者の負担となります

【支援の流れ】



※代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがある団体であって、認定農業者等のうち、地域計画の目標地図に位置付けられていること。

＜申請に当たっての留意事項＞

本事業の申請に当たっては、**京都府農地中間管理機構から農地を借り受ける※ことが必要**です。まずは、市町村・農業委員会等にご相談ください。また、京都府、近畿農政局にもお気軽に電話にてご相談ください。

※借り受けにより経営面積が拡大すること。担い手同士の農地交換も可能。

(参考)

農業者のみなさん! リスクへの備えはできていますか?

収入保険があなたの農業経営をサポートします!



収入保険のポイント

- 自ら作付ける**全ての農産物**を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、加入できます。
令和6年分から青色申告をはじめの方は令和7年1月からの契約に加入できます。
- 農業者ごとに基準収入の**9割**を下回った場合に、下回った額の**9割**(支払率)を上限として補てんします。
(5年の青色申告実績がある場合の最大補償。9割以上の方が最大補償を選択)
- 保険料、付加保険料(事務費)の50%、積立金の75%を国庫補助。
- 保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資で対応。
- 安い保険料で加入できるタイプも準備。自分にあった補償を選択。

例. 基準収入が1,000万円の方(青色申告実績1年分)で最大補償の場合に農業者が負担するお金

<積立方式併用タイプ>保険料2.9万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)1.9万円 合計27.3万円

<保険方式補償充実タイプ>保険料5.9万円、積立金 なし、付加保険料(事務費)1.9万円 合計 7.8万円

- 各種割引があります。

※インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き
(インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き 自動継続特約のみ利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

詳しい内容については、お近くの京都府農業共済組合へお問い合わせください。

(参考)

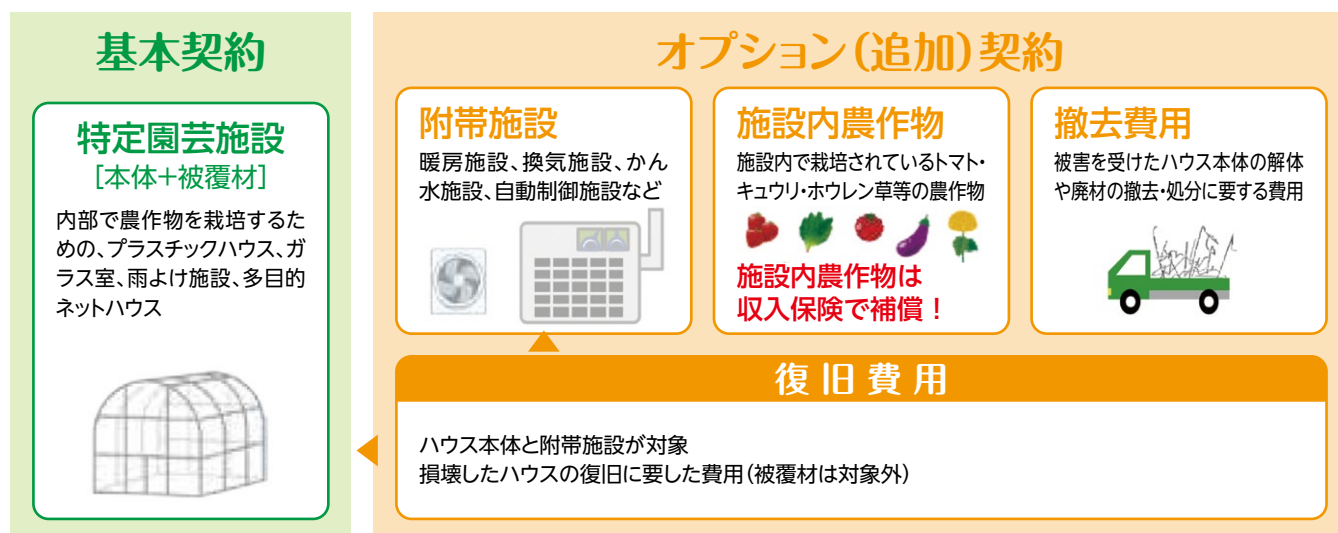
ハウス経営なら園芸施設共済で備えよう

近年頻発する暴風や大雪などから、大切な作物を守るため、農業用ハウス内の備えは大切です。ハウス経営なら園芸施設共済で備えましょう。

- ・ 特定園芸施設（農業用ハウス）が台風や大雪などで災害に遭った場合に補償します。
- ・ 特定園芸施設本体を対象とした補償に下記のものを選択により補償対象に加えることができます。
- ・ 掛金の半分以上を国が負担します。（復旧費用を除くすべてのオプション契約には国の補助があります。）

※その他、補償を手厚くするプランもありますので、御相談ください。

- ・ 農業用ハウスの施設内で栽培する農作物は、収入保険に加入できます。



施設は園芸施設共済、農作物は収入保険のセット加入をお勧めします

農業保険に関する相談窓口

NOSAI京都 ホームページ : <https://www.kyoto-nosai.jp>

山城支所

〒610-0362 京田辺市東古森21番地の8
TEL:0774-62-8611 FAX:0774-62-8629

中丹支所

〒623-0051 綾部市井倉新町中畠23番地
TEL:0773-42-8800 FAX:0773-42-1051

京都支所

〒622-0041 南丹市園部町小山東町溝辺21番2
TEL:0771-63-2951 FAX:0771-63-2955

丹後支所

〒627-0011 京丹後市峰山町丹波小字反無515番地の3
TEL:0772-62-6521 FAX:0772-62-6795



NOSAI京都 (京都府農業共済組合 本所)

〒604-0842 京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町115番1
TEL:075-222-5700(代) FAX:075-222-5701

京都府みどりの食料システム基本計画と新認定(概要)

1 本計画の策定背景

本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)」に基づき京都府農林水産ビジョンが目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図る。

2 計画期間

5か年(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)

3 環境負荷低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数、有機農業の取組面積等の指標を定める。

[京都府の目標]

指 標	基準(令和3年)	目標(令和9年)
環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数(名)	(エコファーマー 729)	1,000
環境にやさしい農業の取組面積(ha)	2,160	3,000
うち 有機農業の取組面積(ha)	295	400

4 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め、活動計画の認定を行う。

環境負荷低減に取り組む農林漁業者の新しい認定

R5年
4月～

新
みどりの食料システム法に基づく認定
(農業、畜産、林業、漁業)

旧
持続農業法に基づく認定
エコファーマー※(農業のみ)

※エコファーマーは法の廃止に伴い、R9で終了します。

◆対象の取組◆(1)～(3)いずれかに取り組む

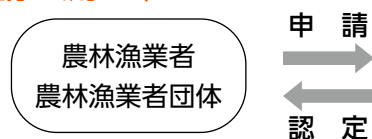
(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の3割低減(農業)

(2) 温室効果ガスの削減(農業、畜産、林業、漁業)

(3) プラスチック被覆肥料の代替肥料の導入 など(農業、畜産、漁業)



◆申請の流れ◆



◆申請の準備◆

○認定申請書 ○実施計画書(活動内容、5年後目標など) ○添付書類(活動(1)では土壌診断結果など)

業 種	受付窓口
農 業	各農業改良普及センター
畜産業	畜産課
林 業	各広域振興局森づくり振興課 (京都乙訓地域以外) 京都林務事務所 (京都乙訓地域)
漁 業	水産事務所

